

3.3 群馬県のこれまでの取組における成果と課題

3.3.1 ソフト対策

(1)土砂災害警戒区域等

土砂災害のおそれがある箇所を明らかにするため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、平成26年10月に県内全域で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、土砂災害警戒区域等という）の指定を完了しました。平成27年度からは、2巡目調査を行っています。

令和2年12月末現在、土砂災害警戒区域は27市町村で8,988区域が指定され、県ホームページで県民に周知しています。

区域の指定は、著しい被害が発生するおそれがある土地での開発行為を制限するほか、市町村が土砂災害に対する警戒避難体制を整備するための重要な情報であるとともに、住民が自らの周囲の危険性を認識するために必要な情報であるため、法律では概ね5年ごとに基礎調査を行い、すみやかに調査結果を公表することになっています。そのため定期的に見直し調査を実施し、常に最新の情報を提供することとしています。

近年の課題として、一部の土砂災害が土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所が発生しました。このため、今後の基礎調査では高精度な地形情報を活用することで、これまで抽出できなかった土砂災害のおそれがある箇所を確実に指定し、住民に土砂災害のおそれがある区域を認識してもらう必要があります。

土砂災害警戒区域とは	土砂災害特別警戒区域とは
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

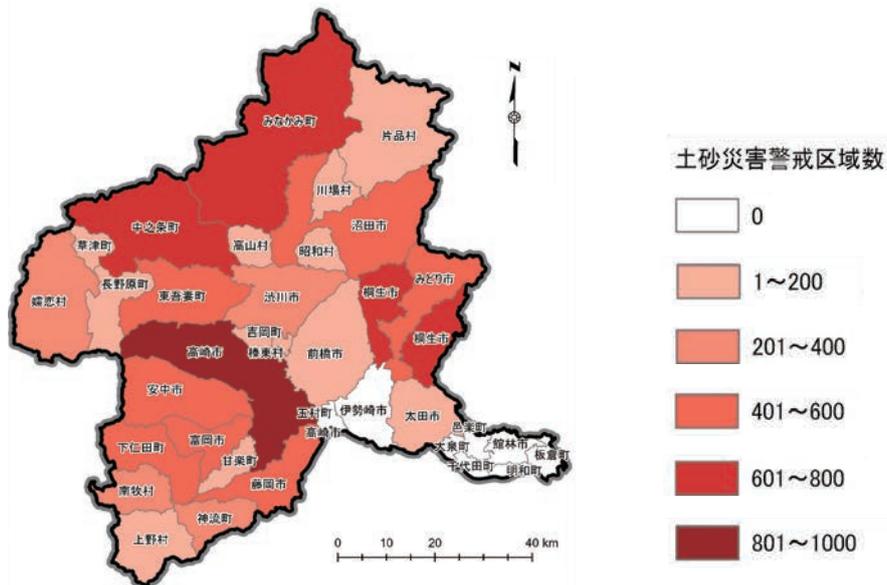


図 市町村別指定区域数

表 2 市町村別指定区域数（令和 2 年 1 2 月末）

市町村	土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		計	
	土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域	
		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域
前橋市	19	17	52	50	0	0	71	67
高崎市	298	224	562	544	20	0	880	768
桐生市	242	217	520	517	6	0	768	734
太田市	29	27	67	67	2	0	98	94
沼田市	98	80	344	342	7	0	449	422
渋川市	106	75	240	232	5	0	351	307
藤岡市	172	137	326	321	62	0	560	458
富岡市	93	60	312	304	7	0	412	364
安中市	162	135	342	336	41	0	545	471
みどり市	165	150	374	372	3	0	542	522
榛東村	4	1	0	0	0	0	4	1
吉岡町	4	1	0	0	0	0	4	1
上野村	50	40	109	109	2	0	161	149
神流町	87	67	159	158	15	0	261	225
下仁田町	182	150	358	346	27	0	567	496
南牧村	77	60	302	302	18	0	397	362
甘楽町	51	46	123	123	20	0	194	169
中之条町	225	191	414	410	62	0	701	601
長野原町	85	76	60	59	0	0	145	135
嬭恋村	86	78	166	163	4	0	256	241
草津町	10	10	28	23	0	0	38	33
高山村	54	44	25	25	1	0	80	69
東吾妻町	248	195	312	308	8	0	568	503
片品村	53	51	127	127	2	0	182	178
川場村	24	20	27	27	1	0	52	47
昭和村	18	7	54	52	0	0	72	59
みなかみ町	189	151	419	416	29	0	637	567
合計	2,831	2,310	5,822	5,733	342	0	8,995	8,043
(重複箇所を除く)	2,826	2,309	5,820	5,731	342	0	8,988	8,040

※「合計」の上段について、区域が複数の市町村にまたがる場合は、それぞれの市町村にカウントしているため、合計数が県全体の区域数と一致しない。下段は重複箇所を除いた市町村別箇所数。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について



図 10 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について(国土交通省資料より)

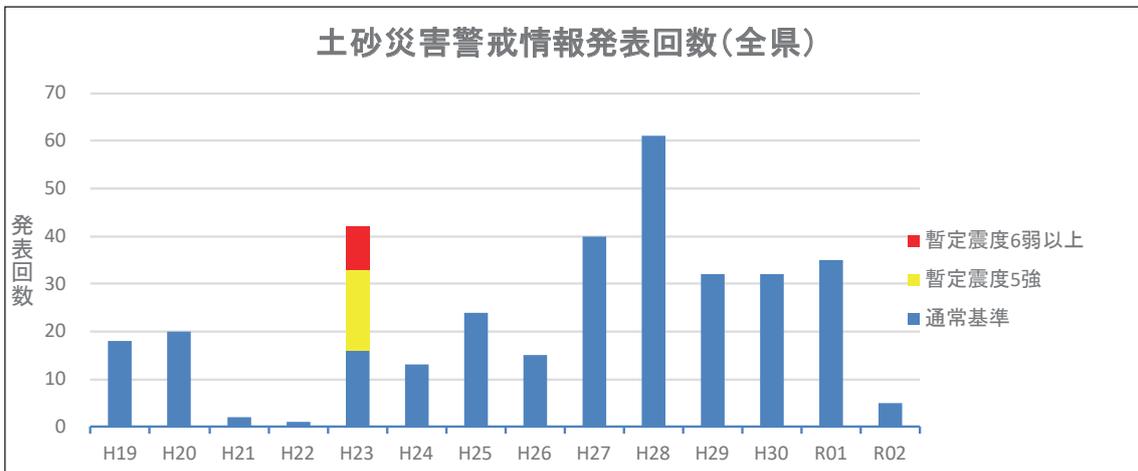
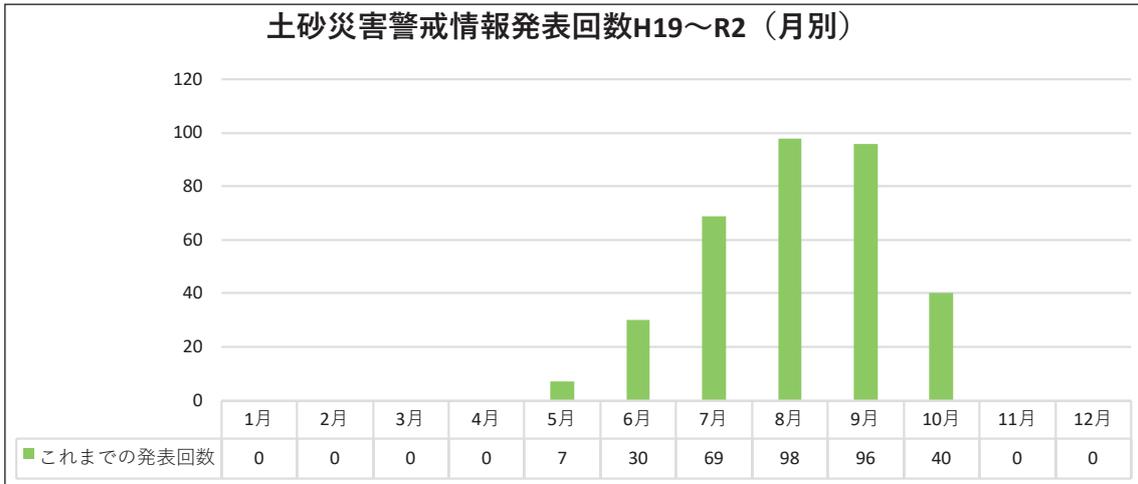
(2)土砂災害警戒情報

県と前橋地方気象台は、大雨による土砂災害の危険性が高まった際の警戒避難等に資する情報として、共同で「土砂災害警戒情報」を平成19年度から発表しています。また、土砂災害の危険性をより詳細に把握できるよう県内を約1km四方の格子(メッシュ)に分割し、メッシュ毎に土砂災害の発生する危険度を5段階に分けて表した「土砂災害危険度情報」の提供を県ホームページにて行っています。

全国的にも、避難勧告の遅れが課題として挙げられています。土砂災害警戒情報は、市町村による避難勧告等の発令や住民の自主避難の判断材料とするための情報として重要であるため、情報提供手段の多様化や発表基準の精度向上を進める必要があります。



図 11 土砂災害警戒情報の発表



震度6弱を観測した市町村では、発表基準を通常の5割に低減
 震度5強を観測した市町村では、発表基準を通常の7割に低減
 ※地震発生後は、地盤条件等が変化し、通常よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなるため、通常の発表基準を低減した暫定基準を設定し、警戒情報を発表している。
 (H23：東北地方太平洋沖地震、平成23年3月12日の長野県北部が発生)

図 12 土砂災害警戒情報の発表回数の推移 (H19～R2)

(b)「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築運営の手引き」の作成

県が実施してきたモデル地区での取り組みをもとに、運営のノウハウ・ツールを収録した「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築運営の手引き」を平成27年度に作成し、市町村へ配布しました。

群馬県の課題として、市町村や住民が主体となって防災マップの作成や避難訓練等の取組を実施するべきところですが、担当職員の土砂災害に関する専門知識の不足や取組を行うためのノウハウの不足等により実施が困難な市町村があります。

今後も、市町村が主体的に土砂災害警戒避難体制の構築を推進できるよう、この手引きの普及と市町村が独自に運営できるよう職員のスキルアップを図る必要があります。



図 14 「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築の手引き」

(4)要配慮者利用施設の避難確保計画作成等への支援

平成29年6月19日に土砂災害防止法が改正され、要配慮者利用施設の管理者または所有者（施設管理者等）は「避難確保計画の作成及び避難訓練の実施」が義務となり、国では令和3年までに計画作成率・訓練実施率100%を目指しています。

県では計画策定の支援として、「要配慮者利用施設における土砂災害警戒避難確保計画作成の手引き」を平成29年7月に作成し、県ホームページに掲載するとともに、市町村及び施設管理者等を対象にした手引きの利用のための説明会を開催しました。令和元年9月には、「要配慮者利用施設における土砂災害に関する避難訓練《実践の手引き》」を作成し、県ホームページに掲載するとともに、対象施設および市町村へ配布しました。

近年の土砂災害の課題として、自力による避難が困難な高齢者等の被災が増加しており、要配慮者利用施設における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が急務となっています。令和2年3月末時点で、県内における避難確保計画作成率は、62%となっています。令和3年度までに100%を達成できるよう、市町村と連携し、引き続き避難確保計画の作成を支援する必要があります。



図 15 群馬県版「要配慮者利用施設における土砂災害警戒避難確保計画作成の手引き」
「要配慮者利用施設における土砂災害に関する避難訓練《実践の手引き》」

(5)土砂災害警戒区域等の周知を図るための標識設置

土砂災害が発生するおそれがある箇所を県民等知ってもらうため、土砂災害警戒区域等を周知する標識を、要配慮者利用施設や避難所が存在する区域に設置しました。

群馬県では、土砂災害警戒区域に指定されている箇所での人的被害を伴う土砂災害が発生しました。近年の土砂災害の課題として、「区域指定を正しく認識している住民が少なく、正しい避難行動をとれないこと」があります。避難行動に繋がるように、警戒区域の認知度向上を図る必要があります。



図16 警戒標識のイメージ(左)と警戒標識の設置事例(右)

ソフト対策の課題

- ◆土砂災害防止法に基づく基礎調査を継続し、最新の情報を提供する必要があります。
- ◆高精度な地形情報を活用し、これまで抽出できなかった土砂災害のおそれがある箇所を確実に指定する必要があります。
- ◆土砂災害警戒情報の提供手段の多様化と発表基準の精度向上を進める必要があります。
- ◆住民主体の警戒避難体制構築の取組を県内全域へ波及させる必要があります。
- ◆要配慮者利用施設における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が急務となっている。
- ◆土砂災害警戒区域の認知度を向上させる必要があります。